

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり早川河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

早川河川漁業協同組合

神奈川県小田原市板橋94

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年6月1日

ただし、第7条の遊漁料の額については令和8年1月1日から施行し、施行日前の遊漁料の額については、なお従前の例による。

内共第 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧																																																		
(目 的) 第 1 条、第 2 条 略 (漁具、漁法の制限) 第 3 条 1 略 2. この漁場区域でえさ釣り、毛針釣り、友釣り、ルアー釣り、フライ釣り以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。<u>ただし、ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より 1 0 センチメートル以内とする。</u> 3、4 略 第 4 条～6 条 略 (遊漁料の額および納付の方法) 第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき（一般売り）また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。 <table><tr><th>魚 種</th><th>漁具・漁法</th><th>期 間</th><th></th><th>遊 漁 料</th></tr><tr><td rowspan="3">やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい</td><td rowspan="3">さお釣り</td><td rowspan="2">1 日</td><td>一般売り</td><td><u>1,600 円</u></td></tr><tr><td>現場売り</td><td><u>3,000 円</u></td></tr><tr><td>1 年</td><td></td><td><u>12,000 円</u></td></tr></table> 2. 前項の規定にかかわらず次表左欄にかかげる者の遊漁料は次表右欄のとおりとする。 <table><tr><td>未就学の幼児</td><td>無 料</td></tr><tr><td>小学生</td><td>無 料</td></tr><tr><td><u>中学生</u></td><td><u>無 料</u></td></tr><tr><td>女性（日釣券）</td><td>第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額</td></tr><tr><td>身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）</td><td>年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額</td></tr></table> 第 8 条～第 11 条 略 附 則 1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 2. この規則は令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。 3. この規則は令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。 <u>4. この規則は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u> <u>ただし、第 7 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から施行し、施行日前の遊漁料の額については、なお従前の例による。</u>	魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料	やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	<u>1,600 円</u>	現場売り	<u>3,000 円</u>	1 年		<u>12,000 円</u>	未就学の幼児	無 料	小学生	無 料	<u>中学生</u>	<u>無 料</u>	女性（日釣券）	第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額	身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額	(目 的) 第 1 条、第 2 条 略 (漁具、漁法の制限) 第 3 条 1 略 2. この漁場区域でえさ釣り、毛針釣り、友釣り、ルアー釣り、フライ釣り以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。<u>ただし、あゆについては、えさ釣り、毛針釣り、友釣り以外では採捕してはならない。</u> 3、4 略 第 4 条～6 条 略 (遊漁料の額および納付の方法) 第 7 条 第 2 条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき（一般売り）また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。 <table><tr><th>魚 種</th><th>漁具・漁法</th><th>期 間</th><th></th><th>遊 漁 料</th></tr><tr><td rowspan="3">やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい</td><td rowspan="3">さお釣り</td><td rowspan="2">1 日</td><td>一般売り</td><td>1,300 円</td></tr><tr><td>現場売り</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>1 年</td><td></td><td>10,000 円</td></tr></table> 2. 前項の規定にかかわらず次表左欄にかかげる者の遊漁料は次表右欄のとおりとする。 <table><tr><td>未就学の幼児</td><td>無 料</td></tr><tr><td>小学生</td><td>無 料</td></tr><tr><td><u>中学生（年 券）</u></td><td><u>第 1 項に規定する額の 1/4 に相当する額</u></td></tr><tr><td><u>中学生及び女性（日釣券）</u></td><td>第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額</td></tr><tr><td>身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）</td><td>年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額</td></tr></table> 第 8 条～第 11 条 略 附 則 1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 2. この規則は令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。 3. この規則は令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。	魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料	やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	1,300 円	現場売り	2,000 円	1 年		10,000 円	未就学の幼児	無 料	小学生	無 料	<u>中学生（年 券）</u>	<u>第 1 項に規定する額の 1/4 に相当する額</u>	<u>中学生及び女性（日釣券）</u>	第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額	身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額
魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料																																															
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	<u>1,600 円</u>																																															
			現場売り	<u>3,000 円</u>																																															
		1 年		<u>12,000 円</u>																																															
未就学の幼児	無 料																																																		
小学生	無 料																																																		
<u>中学生</u>	<u>無 料</u>																																																		
女性（日釣券）	第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額																																																		
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額																																																		
魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料																																															
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	1,300 円																																															
			現場売り	2,000 円																																															
		1 年		10,000 円																																															
未就学の幼児	無 料																																																		
小学生	無 料																																																		
<u>中学生（年 券）</u>	<u>第 1 項に規定する額の 1/4 に相当する額</u>																																																		
<u>中学生及び女性（日釣券）</u>	第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額																																																		
身体障害者（身体障害者福祉法第 15 条に基づく手帳を提示した者）	年券に限り 第 1 項に規定する額の 1/2 に相当する額																																																		

